



法人の沿革								
役員 の氏名等	氏名	生年月日(年齢)	最終学歴	主な職歴等	親族関係 〔私学法第 38条第7項〕	常勤・非 常勤の別	寄附行為の 選任条項 (選任区分)	
	理事数 〔定数 人〕 〔現員 人〕	(理事長) (理事)						
		(理事予定者)						
	監事数 〔定数 人〕 〔定数 人〕	(監事)						
		(法人事務局長)						
その他	新設校等	(学長)						
		(学部長)						
		(学科長)						
		(大学事務局長)						
評議員の氏名等 評議員数  〔定数 人〕 〔現員 人〕  ※ 理事兼任者 人	氏名	職 業				常勤・非 常勤の別	寄附行為の 選任条項 (選任区分)	

(注)

1 「新設校の内容」の欄について

- (1) 「学校名」の項には、当該申請に係る大学、短期大学又は高等専門学校の名を記入すること。
- (2) 「学部・学科名」の項には、当該申請に係る大学の学部及び学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科若しくは大学院の研究科及び専攻の名称を記入すること。
- (3) 「編入学定員」の項には、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入すること。また、「収容定員」の項には編入学定員をも含めた収容定員を記入すること。
- (4) 昼夜開講制を実施する場合には、「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の項をそれぞれ昼間主コース、夜間主コースに分けて記入すること。
- (5) 「備考」の項には、既設学部等から入学定員の振替がある場合は、その内容を記入すること。  
なお、大学院又は大学院の研究科の場合には、当該大学院等の基礎となる学部等の名称を記入すること。
- (6) 「申請区分」の欄には、当該申請内容に応じ「大学新設」、「短期大学新設」、「高等専門学校新設」、「学部増設」、「学部の学科増設」、「短期大学の学科増設」、「高等専門学校の学科増設」、「大学院新設」又は「大学院の研究科増設」等と記入すること。

2 「既設校の内容」の欄について

- (1) 申請時において当該学校法人が設置している学校の状況を記入すること。  
なお、大学院を設置している場合には、「学部・学科・課程名」の項に当該大学院及び研究科の名称を記入すること。
- (2) 「入学者の入学定員に対する割合」の項は、開設年度の前年度から過去4年間（大学の場合。その他学校の修業年限に応じた年数とする。）の入学定員に対する入学者の割合の平均を小数点第2位（小数点第3位切捨て）まで記入すること。
- (3) 「備考」の項には、上記(2)以外の開設年度の前年度から過去4年間（大学の場合。その他学校の修業年限に応じた年数とする。）の定員変更の状況を記入すること。

3 「校地・校舎」の欄について

- (1) 「学校名」の項には、当該学校法人が設置するすべての学校の名称の下に括弧書きで所在地を記入すること。
- (2) 「現有面積」の項及び「左の内訳」の各々には、財産目録上「校地」「校舎」としているものを記入すること。また、（ ）内には、申請時以降になされる整備分を括弧書き外数で記入すること。

4 「法人等の沿革」の欄について

大学等設置の認可及び届出並びに名称変更等の事項について、その時期及び概要を簡潔に記入すること。

5 「役員の氏名等」の欄について

- (1) 寄附行為の変更により役員数を変更する場合は、「役員の氏名等」の項に変更後の内容（定数及び現員の予定）についても併せて括弧書きで記入するとともに、理事予定者について所要事項を記入すること。この場合、選任条項の変更を伴うときは、「寄附行為の選任条項」の項を現行及び変更後に区分して記入すること。
- (2) 「新設校等」の項には、新設校の長（学長、学部長、学科長、研究科長等）を記入し、事務局長については法人事務局長のほか当該大学等に事務局長がいる場合にはその者についても記入すること。
- (3) 「主な職歴等」の項には、兼務している他の学校法人の役職については全て記入すること。
- (4) 「親族関係（私立学校法第38条第7項）」の項には、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が含まれる場合には、その状況を記入すること。

6 「評議員の氏名等」の欄について

- (1) 「役員の氏名等」の欄に準じて記入すること。
- (2) 理事兼任の場合は、氏名の前に※を付すこと。

7 この書類には、新設する大学又は学部等の設置の趣旨を記載した書類（資料を含む）及び学生の確保の見通し等を記載した書類（資料を含む）を添付すること。

8 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。